# あんしん

■ 第7回多機能型施設プロジェクト (障害者策検討部会専門部会)

平成21年12月10日 (木) 午後2時から4時まで 市庁舎8階 8C会議室

1 多機能型施設プロジェクト報告書(素案)

2 今後のスケジュール

3 その他

≪次回日程≫

○日時:平成22年2月4日(木)

午後2時から4時まで

○会場:松村ビル別館502会議室



# 医療的ケアを要する障害児・障害者の 地域生活支援のための多機能型施設(仮称) あり方検討報告書(素案)

平成22年3月 横浜市障害者施策推進協議会 施策検討部会専門部会 多機能型施設プロジェクト

1	はじめに	••••••
2	医療的ケアを必要とする障害児・障害者 のライフステージごとの課題	
3	多機能型施設の対象者	·
4	多機能型施設の事業と機能	
5	各事業の具体的内容	
6	多機能型施設の運営上の課題	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••
	(1)人材の確保と育成	
	(2) 集約的短期入所の実施	
	(3) 医療的ケアを必要とする障害児・障害者とその家族を支えるネットワークの形成	
	(4) 医療職以外の職員による医療的ケアの実施	4
7	おわりに	
	検討体制	······································

# はじめに

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児、さらに成人した人を含め、「重症心身障害児(者)」といいます。これは、医学的な診断名ではなく、児童福祉法上の定義ですが、細かな判断基準を国が示しているわけではありません。現在では、大島分類(大島 一良 1971年)を判断基準とするのが一般的です。重症心身障害児(者)の中にはたんの吸引等の医療的ケアを必要とする人たちがおり、この医療的ケアが重症心身障害児(者)の生活をより困難なものにしています。また、医療的ケアは固定的なものではなく、加齢や二次障害により重篤化したり、新たな医療的ケアが必要となったりすることも多く見受けられます。さらに、重症心身障害児(者)以外にも外傷や疾患により同様の状態像になったり、医療的ケアが必要な状態になる人もいます。

近年の医学の進歩によって、かつては助からなかった乳児が救えるようになる一方で、重篤な医療的ケアを必要とする重症心身障害児が増えています。このような状態像の子どもたちを養育する家庭の負担は非常に大きなものですが、その家族が利用できる社会資源やサービスは極めて限られたものしかありません。また、NICU等での治療後、退院時の指導として家族は医療的ケア等について医師等から情報提供を受けますが、それが家庭での生活に根ざしたものとは必ずしもなっていないのが現状です。医療的ケアを必要とする子どもを養育する家族の負担は、障害児地域療育センターを経て、特別支援学校に入学するとようやく一息つけることになります。

	大人	島分類	頁			ΙQ	
	21	22	23	24	25	80	知
	20	13	14	15	16	70	的障
	19	12	7	8	9	50	害の知
	18	11	6	3	B	35	程度
	17	10	5	2	Ť	20 🖯	, 
•	走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	•	v

肢体不自由の程度

- ○表の1~4が重症心身障害児(者)
- ○5~9は重症心身障害児(者)の定義には当てはまりにくいが、
- ①絶えず医学的管理が必要
- ②障害の状態が進行的と思われるもの
- ③合併症のあるものが多く、「周辺児」と呼ばれています。

1

○医療的ケアとは…

これは、それまで主に家族が担ってきた医療的ケアを含めた介護を、特別支援学校の教員が一定の条件を満たす場合に限って行えるようになるためです。しかし、週末や夏休みなど長期休業期間の家族の負担は変わることはありません。

現在、家族のほか、ホームヘルパーと特別支援学校教員は一定の条件を満たす場合には、一部の医療的ケアを行うことが認められていますが、障害福祉サービス事業所等の医療職以外の職員には認められていません。このため、家庭や特別支援学校で行われる医療的ケアが、特別支援学校卒業後に利用する日中活動等の障害福祉サービス事業所等で提供されないという事態が生じています。このことによって、利用を希望する必要な障害福祉サービスを利用できない場合があります。

障害者自立支援法に基づく生活介護事業では、看護師の配置が義務付けられている ため、医療的ケアに対する一定程度の対応は可能ですが、利用時間の長い短期入所 は、看護師の配置された限られた施設の計画的利用が主になっています。

また、障害福祉サービスの利用のための移動手段の確保や家族の高齢化、本人の高齢化・重度化への対応も大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等とその家族が地域で安心して生活していくためには、そのニーズに対応できる拠点施設が身近な地域に必要であるという考えから「横浜市障害者プラン(第2期)」(平成21年4月)に「地域生活支援のための多機能型施設」が位置づけられました。

「多機能型施設プロジェクト」では、この「多機能型施設」のあり方や機能と役割、医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等が地域で生活し続けるために解決すべきさまざまな課題について検討を重ねてきました。このたび、これまでの検討結果を取りまとめ、ご報告します。

#### 医療的ケアを必要とする障害児・障害者の ライフステージごとの課題

ここでは、主に重症心身障害児(者)を想定してライフステージごとの課題を一定 程度整理しながら、多機能型施設の果たす役割を概観します。

#### ▽乳幼児期(0~3歳)

出生後の医療機関での入院生活から在宅生活への移行が行われる時期で、家族を中心として様々な支援が必要な時期ですが、現時点では仕組みとしての支援体制はほとんどないのが実情です。院内の医療を中心とした生活環境から家庭での生活に移行するにあたり、家庭内の環境をどのように整えていくか、家族による介護や医療的ケアをどのように行っていくのか、などが課題となります。また、母親の職場復帰や就労に関する支援も今日的な課題となっています。

- ・在宅生活の環境整備、支援体制の確保
- ・医療的ケア、在宅リハビリテーションの導入と指導
- ・介護や医療的ケアの負担の軽減、仲間づくり
- ・家族の心理面のサポート
- ・健康管理と急性疾患対応(入院を防ぐ予防的医療)
- 介護者の職場復帰・就労支援、障害児保育

#### ▽未就学期(4~5歳)

この時期には障害児地域療育センターの利用が可能になりますが、母子通園が必要であるため、利用する療育センターまでの移動が新たな課題になってきます。

- ・障害児地域療育センターの利用
- ・介護者の就労支援、障害児保育
- ・健康管理と急性疾患対応(入院を防ぐ予防的医療)
- ・定期的なレスパイト利用

#### ▽学齢期(6~17歳)

特別支援学校への通学が始まります。学校による送迎はありますが、バスポイントまでの移動は保護者が行うことになります。登校時間中は家族は介護や医療的ケアから開放されますが、障害の状況によっては校内での付き添いを求められることもあります。学齢期には、放課後を過ごす場の確保という新たな課題も発生してきます。また、本人の成長に伴い、介護負担が増したり、医療的ケアの内容に変化が起こることもあります。

- ・放課後活動と介護者の就労支援
- ・健康管理と急性疾患対応(入院を防ぐ予防的医療)
- ・定期的なレスパイト利用
- ・学校との生活面、医療面での連携
- ・進路先の確保

#### ▽成人期(18歳以降)

卒業後の進路として、日中の活動の場を確保していくことが必要になってきますが、医療的ケアが必要であることが通所先やサービスの選択の障壁となる場合があります。本人の多様な経験をする機会を広げていく時期であり、同時に高齢化する家族の介護負担の軽減のためにも適切で計画的なサービスの導入が必要になってきます。

また、短期入所などの利用のための移動手段の確保も課題となってきます。

- ・健康管理と急性疾患対応(入院を防ぐ予防的医療)
- ・定期的なレスパイト利用
- ・加齢に伴う身体状況の変化等への対応
- ・家族の高齢化に伴う対応
- ・成年後見制度の導入に関する検討

#### ○横浜市障害者プラン(第2期)での位置づけ

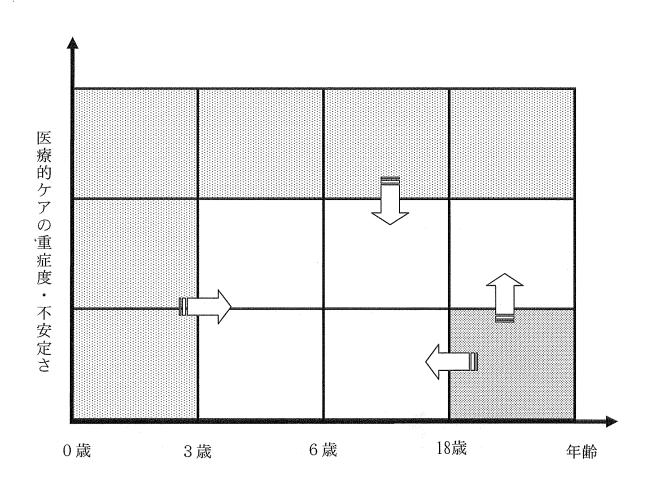
多機能型施設は、第2章「将来にわたるあんしん施策」の「親亡き後も安心して 地域生活を送れる仕組みの構築」の中で次のように記載されています。

推進項目	その内容	想定されるスケシ			
口尽到却			H22 H23		
地域生活支援のための 多機能型施設の整備	医療的ケアを必要とする障害者が地域 生活を継続するうえで必要となるショートステイ、日中一時支援や訪問看護サービス等を一体的に提供できる体制を検討し、そのうえで方面別の整備に着手します。	プロジェ クトチー ムによる 具体策検 討	一部実施	推進 ・ 充実	

#### 多機能型施設の対象者

多機能型施設は、医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等の地域での生活を支援するために、必要なサービスを一体的に提供する機能を持つ拠点施設です。このため、既存の施設では対応困難な乳幼児への対応、全年齢層の医療的重症度の高い人への対応を基本としながら、その対象範囲を広げていくことが必要です。また、重症心身障害児(者)だけではなく、発作が頻発する障害児(者)や遷延性意識障害の人など医療的配慮が常に必要な人も積極的に対象者に含めた事業の展開を検討します。

同時に現在、医療的ケアの重症度が比較的低い成人を中心に対応している地域活動ホーム等も対象者の拡大に取組むことで、必要なサービスが必要な人に届く状況を共同して構築していきます。ただし、そのためには、地域活動ホーム等の看護師のバックアップ体制や医療職以外の医療的ケアを行うための環境づくりが不可欠なものとなります。



#### 多機能型施設の事業と機能

多機能型施設が地域で生活する医療的ケアのある重症心身障害児(者)等のニー ズに応えていくために必要となるサービスは、基本的には次のとおりです。 また、その運用は、

- ・対象者を限定することなく、可能な限り地域のニーズに応えていく。
- ・「緊急時」をつくらない。(予防的対応の徹底)
- ・可能な限り生活を拡げ、多様な体験をする機会を提供する。

という、利用者本位の視点から行われるべきものです。

さらにこれらのサービス等を利用する際に、必要となる移動手段(送迎)を提供 するための体制も必要となります。また、多機能型施設の事業展開をより地域に根 ざしたものとしていくためには、地域交流やボランティア活動支援も大切なものと なります。

なお、これらの機能のすべてを一律に全施設に整備するのではなく、地域の特性 やニーズ、既存の施設との連携や役割分担のなかで、柔軟に展開されることによ り、効果的かつ効率的に整備が進められ、運営されることが望まれます。

## 多機能型施設

- ○通所系サービス
  - ・生活介護(成人対象)・児童デイサービス
- ○入所系サービス
  - ・短期入所
- ・日中一時支援
- ○訪問系サービス

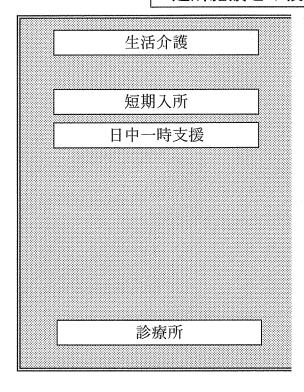
  - ・往診 ・訪問看護 ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ○相談支援機能
  - ・相談調整
- ・地域活動ホーム、地域作業所支援
- ○診療所

(密接に連携できる診療所が確保できる場合には省略可)

- ○送迎
- ○地域交流、ボランティア活動支援

## <柔軟な事業展開のイメージ>

# 通所施設との複合タイプ



生活介護 児童デイサービス 短期入所 日中一時支援 相談支援機能 訪問系サービス 地域交流・ボランティア活動支援

## 通所施設

## 多機能型施設

#### 単独型(福祉タイプ)

生	<i>活介護</i>
	/////////////////////////////////////
	<i>////////////////////////////////////</i>
	/////////////////////////////////////
<del>alalahahahahahahahahahahah</del>	/////////////////////////////////////
	<i>////////////////////////////////////</i>
	* ニンニッフ/エ手b 十十一戸
地域父流•	* ランティア活動支援
<u>//////////////////////////////</u> हे	<i>////////////////////////////////////</i>

## 単独型 (医療タイプ)

	生活力		
	////////// 童デイヤ		
<i></i>			
	//////////////////////////////////////		
	短期		
	///////	derskadenderskadenskade	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3中一門	<b>可义</b> 援	
<b>†</b>	目談支担	爰機能	
訪	問系サ	ービス	
地域交流	流・ボラン	ティア活	動支援
診	漆所	(有床)	

\*医療法人が運営主体となる場合 有床診療所が必要となる。